

「氷見市木造住宅耐震改修等支援事業」部分耐震改修に係る技術基準

(目的)

第1条 氷見市木造住宅耐震改修等支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第3号の規定に基づき、主たる居室など住宅の一部に特化して補強又は改修を行う工事に係る技術基準（以下「部分的耐震基準」という。）を以下のとおり定める。

(用語の意義)

第2条 この基準において使用する用語の意義は、要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 「主たる居室」とは、寝室や居間など滞在時間が長い居室を最低1室以上含む範囲で、以下の条件を満たすものをいう。
 - ・ 1階にあり、直接外気に接する避難上有効な開口部を有すること
 - ・ 主たる居室の範囲は、概ね長方形となるなど適切に設定されていること（平面形状的にやむをえない場合を除く）
- 二 「部分評点」とは、第4条に定める計算方法により算出した、木造住宅の主たる居室の耐震性の評価をいう。
- 三 「上部構造評点」とは建築物の各階、各方向について算出した、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。
- 四 「改修」とは、第3条に規定する部分的耐震性能を有する木造住宅とするために行う工事をいう。

(部分的耐震基準)

第3条 部分的耐震性能を有する木造住宅とは、次の各号のいずれかの条件を満足するものとする。

- 一 主たる居室の部分評点が1.5以上であり、かつ改修後の上部構造評点が、改修前の上部構造評点を下回らないこと
- 二 2階建ての住宅の1階の上部構造評点が1.0以上となること

(部分評点の計算方法)

第4条 部分評点の計算方法は、以下のとおりとする。

- 一 主たる居室を構成する壁構面において囲まれた区画の各方向について、その区画部分の床面積を対象として必要耐力及び保有する耐力、並びに次の式により部分評点を算出し、その最小値を当該主たる居室の部分評点とする。

$$\text{部分評点} = \text{必要耐力} / \text{保有する耐力}$$

- 二 必要耐力及び保有する耐力の算定は、一般診断法の必要耐力及び保有する耐力の算定における「各階」を「主たる居室」と読み替えて適用する。（ただし、「耐力要素の配置等による低減係数E」を算出する場合を除く。）
- 三 前号の保有する耐力を算定する場合においては、劣化低減係数（D）は1.0とする。ただし、当該構面を構成する既存の壁（耐力を算定するものに限る。）、柱、梁、土台等

の構造部材に、劣化がある場合は、必要な補修を行うこととする。

四 部分評点の計算は、以下の流れに沿って行うこととする。

i 部分評点を計算する主たる居室を設定する。

ii 主たる居室の面積、耐震診断の条件から、主たる居室の『部分必要耐力』を算出する。

iii 主たる居室の壁要素（既存壁及び改修壁）の仕様から『部分保有耐力』を算出する。

iv 部分評点を算出する。

（適用範囲）

第5条 この基準は、富山県内に存する耐震診断の適用が可能な既存の木造住宅において、その居住者が部分的耐震基準に適合させる改修工事の実施を選択した場合に適用する。

（その他）

第6条 その他必要な事項は、別途定めるものとする。

附則

この基準は、平成26年10月1日より適用する。

附則

この基準は、令和5年4月1日より適用する。